

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 請求人は、A所在のBに労働保険事務を委託し、労災保険法第35条の規定に基づく第二種特別加入者として労働局長から承認を受けていた。
- 請求人は、平成〇年〇月〇日、C医院を受診し、その後、同月〇日、D病院を受診したところ、「頸椎捻挫、頭部打撲」（以下「本件傷病」という。）と診断された。請求人によれば、C医院を受診した同月〇日、自家用乗用自動車を運転して顧客との待ち合わせ場所から帰宅する途中、E市において、降雨のためスリップし、ガードレールに衝突して負傷した（以下「本件事故」という。）という。
- 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 請求人

（略）

- 原処分序

(略)

第4 争 点

本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものである旨主張しているので、以下検討する。

(2) 本件事故の発生状況について、請求人は、聴取書において、要旨、「FとE市内のコンビニで待ち合わせをして、インターネットオークションで落札したアルミ付きタイヤを受け取ったあと、車で自宅に戻る途中、運転操作を誤りガードレールに衝突し、負傷した。」、「Fにも事故現場へ来てもらい車の修理先を案内してもらった。」と詳細に述べている。一方、特別加入者が労災保険給付の請求の際に提出を義務付けられている証明の現認者の証明欄には、Fの署名押印があるところ、請求人は、要旨、「Fの名前などは、自分が書いて(Fの)印鑑も自分が購入したもの押した。」と述べており、本件事故における現認者はおらず、書面を偽造したことを認めている。

また、Fについて、請求人は、本件処分前には、「Fとは初対面である。」と述べていたが、審査請求の段階では、「最近知ったが非常に近い親戚である。」、「Fはアルコール中毒のため施設に入ったりして住所を転々としており、Fから協力を得られなかった。」と申述を変遷している。

その一方、請求人は、「本件事故は労働災害ではありません。」とも述べ、本件事故発生日について、「労働基準監督署長に対して、業務上の事由による休業中であるとして休業補償給付を請求している。」とも述べている。

(3) 以上のとおり、請求人の本件事故の現認者についての申述が変遷しているだけではなく、請求人は労災保険給付の請求に必要な書面を偽造していること、請求人自身が本件事故は労働災害ではないと自認していることに鑑みれば、当審査会としても、決定書理由説示するとおり、請求人の本件事故へと至る一連

の行動について、業務遂行性は認められず、したがって、業務起因性も認める
ことはできないと判断する。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、
請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。